

久留米市企業局公告第 7 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、平成27年度、久留米市企業局が発注する建設工事等（建設工事並びに測量、土木設計、建築設計、設備設計、地質調査及び補償コンサルタント等の業務委託をいう。以下同じ。）の条件付き一般競争入札を施行する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

平成27年4月1日

久留米市企業管理者 萩原 重信

（入札参加資格）

第1条 建設工事等の入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出締切時点（以下「締切時点」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (1) 久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年久留米市庁達第8号。以下「審査等要領」という。）第5条第1項に規定する、久留米市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- (3) 審査等要領第2条第1項の規定による申請があった日から6ヶ月を経過している者であること。
- (4) 手持制限工事※の入札に参加しようとする者は、落札者となっている工事及び契約締結後完成届提出前の工事（以下「手持ち工事」という。）のうち、参加しようとする工事と同一業種の手持制限工事の合計が2本未満であること。但し、平成26年度に発注した工事については、手持制限工事とみなさない。なお、発注表の入札参加資格の欄に「手持ち工事制限の対象外工事」と記載された工事については、本規定は適用しないこととする。

※手持制限工事とは、土木一式、建築一式、電気、管、塗装及び造園工事のうち、総合評価を除く一般競争入札により発注したもの。

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をいう。以下同じ。）

1億5千万円以上の建設工事の入札に参加しようとする者は、久留米市、久留米市企業局又は六ツ門8番街地区市街地再開発組合※発注の予定価格（契約変更を行った場合は、変更後の契約金額とする。）が1億5千万円以上の手持工事がないこと。ただし、手持工事を有する者が共同企業体の場合、予定価格を構成員の出資比率に応じて按分した額が1億5千万円以上となる構成員に限って適用することとする。平成26年度以前に発注した工事についても同様の取扱いとする。なお、発注表の参加条件の欄に「予定価格1億5千万円以上の建設工事の入札制限の対象外工事」と記載された工事については、本規定は適用しないこととする。

※六ツ門8番街地区市街地再開発組合※発注の予定価格1億5千万円以上の工事とは、「市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築工事」、「同新築機械設備工事」、「同新築電気設備工事」、「同新築舞台照明設備工事」、「同新築舞台機構設備工事」、「同新築舞台音響設備工事」をいう。

(6) 前号の規定は、「北部一般廃棄物処理施設リサイクルセンター新築工事」及び「北部一般廃棄物処理施設管理棟新築工事」の受注者（手持ち工事を有する者）には適用しないこととする。

(7) その他発注表に定める必要な入札参加条件を満たしていること。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の各号に掲げる関係を有する場合については、当該関係を有する者のうち1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（当該子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 前2号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

（設計図書等の入手）

第2条 入札参加者は、久留米市が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）の情報公開システムにより仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）を入手するものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第3条 設計図書等に対して質問がある場合は、発注表に定める質問書受付期間及び受付場所に書面により提出するものとする。様式は久留米市ホームページにおいて入手するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、質問者に対してFAX等で行う。ただし、質問内容によっては、久留米市ホームページに掲載することもある。

（入札の中止等）

第4条 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（入札方法）

第5条 入札方法は、原則として電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）又は郵便による入札（以下「郵便入札」という。）とし、発注表において指定する。

2 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載しなければならない。

（入札の辞退）

第6条 入札の辞退は自由とする。ただし、電子入札については、開札までに電子入札シ

システムにより辞退の手続きを行うこととし、郵便入札については、開札までに久留米市総務部契約課（以下「契約課」という。）に辞退届を事前に提出しなければならない。

（入札書の引換えの禁止）

第7条 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び入札金額積算内訳書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書及び入札金額積算内訳書の引換えを認める。

（1者応札の取扱い）

第8条 応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

（開札の立ち会い）

第9条 電子入札については、開札の立ち会いは行わない。

2 郵便入札については、入札参加者のうち2者を立会人として契約課が指名し、立ち会わせる。ただし、指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。

3 前項の場合において、契約課が指名した者以外の入札室への立ち入りは認めない。

（落札者の決定）

第10条 最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最低の価格で入札をした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

2 前項の規定により落札候補者となった者については、発注表に記載する入札参加必要書類をもとに審査を行う。

3 前項の規定による審査の結果、入札参加条件を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、落札候補者が入札参加条件を満たしていないと認めた場合は、落札候補者となるべき次順位の者（落札候補者と同価の入札をし、くじにより次順位と決定した者、又は落札候補者と同価の入札をした者がいないときは、落札候補者の次に低い価格で入札をした者（落札候補者の次に低い価格で入札をした者が2者以上あるときは、くじにより次順位と決定した者を含む。））を落札候補者とし、前2項及び本項の規定による手続きを落札者が決定するまで行う。

（総合評価方式の落札者決定）

第11条 令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する入札方式（以下「総合評価方式」という。）の案件の場合は、前条の規定は適用しない。

- 2 総合評価方式については、発注表に定める落札者決定基準により落札者を決定する。
- 3 前項の場合において、価格その他の条件が久留米市にとって最も有利な者（以下「評価値の最も高い者」という。）が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（同日落札本数制限）

第12条 久留米市及び久留米市企業局発注の建設工事に係る条件付一般競争入札において、同一開札日に落札できる件数は総合評価方式入札案件と総合評価方式以外の条件付一般競争入札案件とで、それぞれ1件ずつとする。1件落札した場合、以後の落札候補者となった入札は無効とする。落札者が共同企業体の場合、当該共同企業体構成員も同様とする。なお、発注表の参加条件の欄に「同日落札本数制限の対象外工事」と記載された工事については、本規定は適用しないこととする。

（入札結果の通知）

第13条 第10条第3項並びに第11条第2項及び第3項の規定による落札者に対して、速やかにその旨を通知するとともに、契約締結についての要件を通知する。

（落札決定の取消し）

第14条 落札者が第1条第1項及び第2項各号のいずれかの要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

（暴力団排除措置）

第15条 落札者は、契約課指定の契約書を提出する際に、契約課指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、併せて提出しなければならない。

（その他）

第16条 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札参加者は、本公告以外に発注表、契約事務規則その他契約関係規程（久留米市ホームページに掲載）を熟読したうえで、入札しなければならない。